教 健 体 第 5 7 5 号 令和4年(2022年)8月25日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 今 村 隆 之

夏季休業明けにおける新型コロナウイルス感染症対策について(通知)

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありましたので、通知します。

夏季休業が明け、本格的に授業等が開始されていますことから、引き続き、基本的な感染対策の徹底を図り、学校教育活動を継続し、学校の感染症対策の徹底を図るため、別紙のリーフレット「新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しましょう!」を作成しましたので、配布したり、校内に掲示したりするなどして、教職員に周知をお願いします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、所管する学校に周知いただきますようお願いします。

企 画 · 調 整 係 健康 · 体育指導係

夏季休業明けにおける新型コロナウイルス感染症対策について、御留意いただき たい点をまとめましたので、お知らせします。

> 事 務 連 絡 令和4年8月19日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課 各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 主 管 課 各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課 附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課 構造改革特別区域法第 12 条第1項の認定を受けた 各 地 方 公 共 団 体 の 学 校 設 置 会 社 担 当 課 各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

夏季休業明けにおける新型コロナウイルス感染症対策について

今後、各地域において、夏季休業期間が終了し、授業等が開始されることとなりますが、現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数について、全国では減少に転じたものの、一部地域では増加が続いており、全国的にはこれまでで最も高い感染レベルが継続している状況となっています。

学校における感染拡大を防止しつつ、学校教育活動を継続し、児童生徒等の学びを 保障するためには、引き続き、基本的な感染対策が重要となることから、各学校にお いては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等も 参考としながら、

- ・ 学校の施設・設備や教職員・児童生徒等が使用する器具・用具等の点検
- ・ <u>家庭との連携も含めて、児童生徒等の日常的な健康観察や感染が確認された場合</u> の対応等に関するマニュアル等の確認
- ・ 授業や学校行事等、活動場面ごとの状況に応じた感染対策上の工夫の検討等を行うなど、引き続き、地域の感染状況に応じて必要な感染症対策に取り組んでいただくようお願いします。

なお、夏季休業明けには、感染不安や感染によるストレスをはじめ、新型コロナウイルスに関する様々な不安や悩みを抱える児童生徒等が増えることも考えられますので、管理職のリーダーシップのもと、学級担任や養護教諭等のほか、学校医やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を含めて、関係教職員が連携し、組

織的に対応するようお願いします。また、新型コロナウイルスに関連したストレス、いじめ、偏見等に関しては、24 時間子供 SOS ダイヤルや SNS 相談窓口等の相談窓口を適宜周知いただくようお願いします。

このほか、既にお知らせしているものですが、夏季休業期間中にお送りした新型コロナウイルス感染症対策関係の事務連絡について、改めて以下に列挙しますので、必要に応じて御確認ください。

- ◇「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について(7月 15 日付け) https://www.mext.go.jp/content/20220719-mxt\_kouhou01-000004520\_01.pdf
- ◇濃厚接触者の待機期間の見直し等について(7月 25 日付け) https://www.mext.go.jp/content/20220726-mxt\_kouhou01-000004520\_02.pdf

- ◇学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの改定について(8月 19 日付け)

https://www.mext.go.jp/content/20220819-mxt kouhou01-000004520 01.pdf

以上について、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市(指定都市を除く。)区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市(指定都市及び中核市を除く。)区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表) 初等中等教育局 健康教育·食育課(内2918)

## 新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しましょう!

令和4年8月 北海道教育委員会

## 基本的な感染防止対策の徹底

- 検温などの健康観察、手洗い、手指の消毒、 マスクの着用など、基本的な感染防止対策を 徹底しましょう。
- **換気**の徹底や**身体的距離の確保**など、集団 感染のリスクを回避しましょう。
- 学級閉鎖については、衛生管理マニュアルを踏まえ、適切に対応しましょう。
  - ・複数の感染が確認された場合であっても、 感染経路に関連がない場合等には、必ずし も学級閉鎖を行う必要はありません。
  - ・学級閉鎖等があった場合には、関係職員に対し、検査の実施や健康観察の徹底などに取り組みましょう。
- ワクチン接種(3回目接種)に関する検討を促すため、啓発リーフレットを掲示したり、保護者等の訪れやすい場所に据え置くなど、必児童生徒や保護者への周知をお願いします。

## 修学旅行、学習発表会等

- 修学旅行中の児童生徒の体調変化に留意し、 **検温及び健康観察を徹底**するとともに、**宿泊 施設等と情報共有**を行いましょう。
- 学校祭の終了後において、友人との飲食場面で感染が拡大した事例がありました。食事の際は大声での会話を控え、食事後の歓談の際にはマスクを着用しましょう。

## 運動部活動、文化部活動

- **各競技団体や文化芸術団体が作成するガイ ドライン**を遵守しましょう。
- 児童生徒が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする運動など、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討しましょう。
- 移動や更衣などの場面においても、人数や時間を制限するなど、密になる場面を回避しましょう。